

会員規則

1. 総則

1.1 クラブの名称は、「長泉アミーゴス」もしくは「a m i g o s」とする。

2. 所在地

2.1 クラブの所在地は、NPO法人長泉アミーゴススポーツクラブ事務所 〒411-0943 長泉町下土狩に置く。

3. 目的

3.1 クラブの目的は、サッカーの楽しさを理解してもらい、生涯スポーツとして役立て、個人の技術の向上を目指すものとする。『楽しく』 『厳しく』 『基本を忠実に』

4. 入会資格

4.1 入会資格は、下記の通りとする。

4.1.1 チャイルド（幼稚園）の入会資格は、年長・年中の子供とし、当クラブの目的を理解、協賛できる保護者の子供とする。

4.1.2 ジュニア（小学生）の入会資格は、当クラブの目的を理解、協賛できる保護者の子供とする。

4.1.3 ジュニアユース（中学生）の入会資格は、セレクションにて合格した者で、当クラブの目的を理解、協賛できる保護者の子供とする。

4.1.4 シニアの入会資格は、当クラブの目的を理解し、協賛できる者とする。

5. 入会手続

5.1 入会を希望するものは、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、入会金3,000円、8項に記載されている会費、保険加入料を提出する。

5.2 健康に異常・不安のある者は、医師と相談し、医師の診断書を提出する。

6. 運営費・保険料

6.1 チャイルドの運営費は2,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.1.1 チャイルドの運営費は2,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.1.2 ジュニアの1年生・2年生の運営費は3,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.1.3 ジュニアの3年生・4年生の運営費は4,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.1.4 ジュニアの5年生・6年生の運営費は5,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.1.5 ジュニアユースの運営費は10,000円とし、2ヶ月に一度（4月、6月、8月、10月、12月、2月）、2ヶ月分を一括して納める。

6.2 会員は、下記に定める年会費と保険加入料を年度始めに納める。

- 6.2.1 チャイルドの保険加入料は1,000円とする。年会費は無料。
- 6.2.2 ジュニアの年会費（日本サッカー協会登録費など）は3,000円、保険加入料は1,000円とする。
- 6.2.3 ジュニアユースの年会費（日本サッカー協会登録費など）は3,000円、保険加入料は2,000円とする。

7. 遠征費

- 7.1 公式戦及び招待試合等の試合に参加の際、掛かる費用を徴収する。

8. 選手登録

- 8.1 ジュニアの部は、(財)日本サッカー協会への選手登録を行う為、写真（横2.4cm×縦3cm）1枚を提出する。
- 8.2 ジュニアユースは、(財)日本サッカー協会への選手登録を行う為、写真（横2.4cm×縦3cm）1枚を提出する。
- 8.3 登録は、クラブが一括して行なう。

9. 入会日

- 9.1 入会を希望する者が、5項に記載されている全ての書類等を提出し、当クラブが保険加入の手続を済ませた日をもって入会日とする。

10. 退会、休会

- 10.1 退会を希望する者は、事前にその旨を代表者に伝え、連絡する。
- 10.2 休会は、原則として認めない。

11. 練習日程及び練習場所

- 11.1 練習は、下記に定めた日程で行う。但し、練習施設の状況等により変更・削除することもある。
 - 11.1.1 チャイルドの練習は、毎週日曜日に行う。
 - 11.1.2 ジュニアの練習は、毎週土曜日と日曜日に行う。但し、原則的に月1回は、休みとする。
 - 11.1.3 Aチーム(ジュニアトップチーム)の練習は、上記のほか、木曜日を行う。
 - 11.1.4 ジュニアユースの練習は、週4回（火曜・木曜・金曜・土曜・日曜）行う。
 - 11.1.5 シニアの練習は、月2回、土曜日に行なう。
- 11.2 練習場所は、原則的に長泉町内のグラウンドを使用する。

12. 保険の加入

- 12.1 保険は、クラブが一括して、保険会社に委託して加入する。

13. 月謝等の不返還

- 13.1 一旦納めた運営費等は、いかなる理由があっても返還はしない。

14. 厳守事項

- 14.1 会員は指導者の指示に従い、マナー正しくルールを守る事。
- 14.2 会員はクラブの秩序とチームワークを守り、クラブの目的に添うよう努力する。
- 14.3 会員はクラブの内外を問わず、スポーツマンとして恥ずかしくない行動をとる。
- 14.4 会員はクラブ内の活動においては、原則的にクラブ指定の用具を着用する。

15. 除名

- 15.1 規約に違反、ふさわしくない行為があった場合は、除名する。

15.2 事前の承認を得ないで、4ヶ月以上運営費を滞納した場合、除名する。

16. 会場内での管理及び事故の責任

16.1 場内管理規則の定めに添わない為に起きた事故・盗難等については、当クラブは損害責任を一切負わない。

16.2 定められた練習時間内に心身上の障害を受けた時は、指導者の指示に従っていると認められた場合に限り、損害賠償の責を保険内において行う。

2003年3月 制定
2004年3月 改定
2007年3月 改定
2008年4月 改定
2010年4月 改定
2011年10月 改定
2017年3月 改定
2021年3月 改定